

箕面市おくやみサービスハンドブック広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、箕面市おくやみサービスハンドブック(以下、「おくやみハンドブック」という。)作成における広告の取り扱いに関して、箕面市広告事業実施要綱(平成18年箕面市訓令第2号。以下「要綱」という。)に定める目的を実現するため、必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 おくやみハンドブックに掲載する広告は、当該広告を取り扱う事業者(以下、「事業者」という。)が募集する広告とし、その範囲は遺族にとって有意な内容で要綱第3条各項のいずれも該当しないものとする。

2 前項に規定するもののほか、広告の掲載に関して必要なことは、市と事業者が協議の上、決定するものとする。

(広告料)

第3条 広告料は、事業者の定めるところによる。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格は、おくやみハンドブックに掲載可能な大きさとする。

2 広告媒体には、広告である旨を表示するほか、掲載される広告の商品・広告を掲載しようとする者(以下、「広告主」という。)等を市が推奨しているものではない旨を明記すること。

3 掲載する広告の納品等の日程は、市の指示に従うものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間はおくやみハンドブック発行日から令和9年3月31日までの期間とする。

(広告主等の募集及び選定方法)

第6条 事業者の募集は、市ホームページにより行い、プロポーザル方式で選定するものとする。

2 広告主の募集は、事業者が行うこととし、その対象は要綱第4条第1項各号のいずれも該当しないものとする。

(費用負担)

- 第7条 広告募集は、事業者の責任において行い、その広告収入でおくやみハンドブックの編集、印刷、製本及び納品場所への配送を行うものとする。
- 2 市は広告募集に関し、募集活動の同行、ホームページ掲載などの営利を助長する活動は行わない。

(苦情処理等)

- 第8条 事業者は、広告の内容に関する一切の責任を負い、問題が生じた場合は、速やかに解決に当たることとする。
- 2 事業者は、広告主に営業停止等の問題が生じたことを把握した場合は、速やかに市に報告すること。
- 3 市がおくやみハンドブックの広告の内容について適当でないと認めたときは、広告の掲載期間中であっても当該ハンドブックの使用を中止することができる。

(損害賠償)

- 第9条 市は、前条の規定により広告の掲載を中止した場合において、事業者に損害が生じたとしても、その賠償の責めを負わない。

(その他)

- 第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年1月 20 日から施行する。